

1. 概要

小国地域の自家用有償旅客運送について、前回の登録から3年経過することから、更新登録を行うもの

2. 登録の内容

(1) 名称、住所、代表者の氏名

名 称：特定非営利活動法人 MTNサポート
 住 所：新潟県長岡市小国町法坂676番地
 代表者の氏名：理事長 板屋 忠

(2) 登録番号

北新過第3号

(3) 自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

(4) 運送の区域

長岡市小国地域（次ページ運行ルート図のとおり）

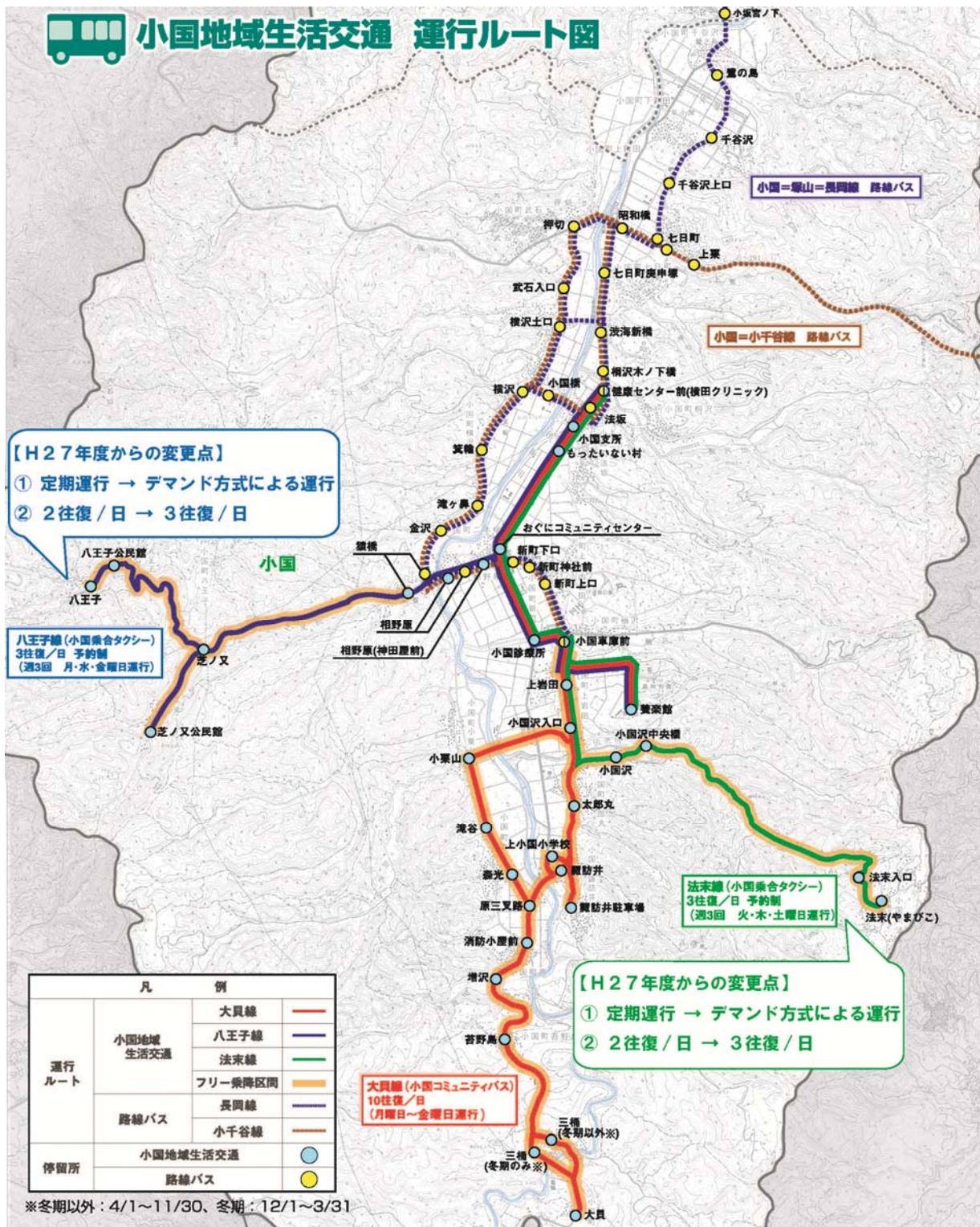
(5) 旅客から收受する対価

- ・ 大人 : 200 円
- ・ 小学生 : 100 円
- ・ 未就学児 : 無料
- ・ 障がい者等 : 100 円（付添1名まで100円）
- ・ 回数券 : 100円券11枚つづり 1,000円
- ・ 定期券（大貝線のみ）

	往復
小学生	1ヶ月 4,000円
	3ヶ月 12,000円
	6ヶ月 24,000円
中学生	1ヶ月 8,000円
	3ヶ月 24,000円
	6ヶ月 48,000円

※片道の定期券の場合は上記運賃の半額

小国地域生活交通 運行ルート図



【H27年度からの変更点】
 ① 定期運行 → デマンド方式による運行
 ② 2往復/日 → 3往復/日

八王子線 (小国乗合タクシー)
 3往復/日 予約制
 (週3回 月・水・金曜日運行)

法末線 (小国乗合タクシー)
 3往復/日 予約制
 (週3回 火・木・土曜日運行)

大貝線 (小国コミュニティバス)
 10往復/日
 (月曜日～金曜日運行)

【H27年度からの変更点】
 ① 定期運行 → デマンド方式による運行
 ② 2往復/日 → 3往復/日

凡 例			
運行 ルート	小国地域生活交通	大貝線	—
		八王子線	—
		法末線	—
		フリー乗降区間	—
		路線バス	長岡線
		小千谷線	—
停留所	小国地域生活交通	●	
	路線バス	●	

※冬期以外：4/1～11/30、冬期：12/1～3/31

平成29年2月 日

新潟県知事様

名 称 特定非営利活動法人MTNサポート
 住 所 新潟県長岡市小国町法坂676番地
 代表者の氏名 理事長 板屋 忠

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 名称、住所、代表者の氏名
 特定非営利活動法人 MTNサポート
 長岡市小国町法坂 676 番地
 理事長 板屋 忠
- 2 登録番号
 北新過 第3号
- 3 自家用有償旅客運送の種別
 公共交通空白地有償運送

4 運送の区域

運送の区域	備 考			
	起点	経由地	終点	キロ程
新潟県長岡市 小国地域	横田クリニック	－養楽館・小栗山・上小国小学校	－大 貝	15. 1
	横田クリニック	－養楽館・太郎丸・上小国小学校	－大 貝	13. 5
	横田クリニック	－養楽館・諏訪井駐車場・上小国小学校	－大 貝	14. 5
	大 貝	－上小国小学校・小栗山・養楽館	－横田クリニック	14. 8
	大 貝	－諏訪井駐車場・太郎丸・養楽館	－横田クリニック	13. 6

5 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 MTNサポート	新潟県長岡市小国町法坂676番地

6 公共交通空白地有償運送

事務所の名称	所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計
特定非営利活動法人 MTNサポート	所有	1	1 ()	2 ()
	持込		()	()
	合計	1	1 ()	2 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

福祉有償運送

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7 運送しようとする旅客の範囲

公共交通空白 地有償運送	当法人の会員（会員となる予定の者を含む）である以下の者 ①運行区域内に居住する者 ②運行区域内に勤務、または日常的に通う者
福祉 有償 運送	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 運営協議会において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 損害賠償措置
- (10) 運送しようとする旅客の名簿
- (11) 登録証